

制度情報—2020年7月の法令から—  
北京市大地律師事務所  
(北京市大地律師事務所日本部監修)

## I. 重要な法令のポイント解説

### ビジネス環境をいっそう改善し、市場主体によりよく奉仕することに関する実施意見

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2020〕24号

(公布日) 2020年7月15日

(施行日) 2020年7月15日

#### 1. 主なポイント

- (1) 投資プロジェクトの先行審査認可プロセスを改善して再生させ、建設工事プロジェクトの審査認可効率をさらに向上させることを提起した。(第1条)
- (2) 市場参入要件をさらに引き下げる。工業製品の生産流通プロセスの管理措置を簡素化・改善する。企業が支社を設立する際の登記手続きを簡素化する。  
労働者の産業衛生が保障される範囲で、職業病の危険性が一般レベルの使用者における職業病危険要素検査の頻度を適度に引き下げる。(第2条)
- (3) 輸出入通関の効率をさらに向上させ、輸出入貨物について「事前申告」制度を実行する。(第3条)
- (4) 対外貿易企業の輸出製品の国内販売切替えを支持し、対外貿易企業が自ら声明を出す等の方式により関連の国内認証に代替することを推進し、すでに関連の国際認証を取得しており、かつ認証基準が国内の基準を下回らない製品について、対外貿易企業が国内基準に適合することを書面で誓約すれば、直接国内市場で販売できるものとする。(第3条)
- (5) 新業態に対する寛容で慎重な監督管理を整備する。(第4条)
- (6) 企業による経営の利便化を促進し、企業の全過程オンライン処理の全国への普及・推進を図る。各種の新聞掲載を強制する公告事項を整理し、廃止するか、オンラインで無料で掲載できる公告とする調整の可能性を検討し、実施へと進める。(第5条)
- (7) 2020年末までに、増値税専用発票の電子化及び主要税務サービス事項のオンライン処理を概ね実現させる。(第5条)
- (8) 商標登録の効率をさらに向上させ、2020年末までに、商標登録の平均審査にかかる所要時間を4ヶ月以内まで短縮する。(第5条)

#### 2. 今後の留意点

インターネットの普及とビッグデータの発展に伴い、当該意見では税務、税関、人民銀行等の機関間におけるデータ共有が提起されるとともに、企業の適法な経営に対してもより高い要求を提示するものとなっている。(全6条)

## 複数ルートによる多様な就業への支持に関する意見

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2020〕27号

(公布日) 2020年7月28日

(施行日) 2020年7月28日

### 1. 主なポイント

- (1) 個人経営の発展を奨励し、新たな就業形態の発展を支持する。非全日制の就業機会を増加させる。低コストで利用できる経営場所の支援を提供する。(第2条、第3条)
- (2) 新たな職業の提供と応用を推進する。「中継販売」、商品のオンライン予約配送、健康管理アプリ等より多くの新たな就業形態を導入してそれらの発展を図り、新たな職業標準の制定を急ぐ。(第4条)

### 2. 今後の留意点

「従業員シェアリング」は、感染対策期間に出現した新たな労働者使用方式であるが、当該意見では、政府機関の主導のもと、企業で労働者の余剰や不足の調整が適正に行われることで、「従業員シェアリング」のニーズがある企業と人材資源との、高精度で効果的なマッチングを助けるとしている。関連するニーズのある企業には今後の動きに十分注目されたい。(全5条)

## 中小企業への代金支払いの保障に関する条例

(発令元) 国務院

(法令番号) 令第728号

(公布日) 2020年7月5日

(施行日) 2020年9月1日

### 1. 主なポイント

- (1) 機関及び事業組織ならびに大型企業では、中小企業に対して代金支払いの期限、方式、条件、違約責任等の不合理な取引条件を受け入れるよう要求してはならず、約定に反して中小企業の商品、工事、サービスに対する代金の支払いを遅延してはならない。(第6条)
- (2) 機関及び事業組織が中小企業より商品、工事、サービスを購入した場合、引渡日から30日以内に費用を支払わなければならない。契約で別途約定している場合でも、支払サイトは最長60日を超えてはならない。大型企業が中小企業から商品、工事、サービスを購入する場合、業界の規範や商慣習に従い合理的な支払期限を約定したうえ、期限通りに代金を支払わなければならない。(第8条)
- (3) 機関及び事業組織ならびに大型企業が、中小企業と検査又は検収への合格を代金支払いの条件とする場合、支払期限は検査又は検収に合格した日から起算して確定しなければならない。(第9条)
- (4) 形式を変えて支払いを遅延することの禁止。機関及び事業組織ならびに大型企業が商業手形等の現金以外による支払方式で中小企業への代金支払いを行う場合は、契約中に明確かつ合理的

的に約定しなければならず、中小企業に商業手形等の現金以外による支払方式の受入れを強制してはならない。機関及び事業組織ならびに国有大型企業は、監査機関による監査結果を決済の根拠とすることを強要してはならない。（第10条）

- (5) 支払情報の開示制度の確立。機関、事業組織、大型企業に対し、期限を過ぎたが未払いとなっている中小企業への代金の契約数量、金額等の情報を、規定期限までに社会に開示するよう要求する。（第16条）

## 2. 今後の留意点

中小企業とは、中華人民共和国内に法に則って設立され、国務院が承認した中小企業区分標準により確定される中型企業及び小型企業ならびに零細企業を指し、大型企業とは中小企業以外の企業を指す。中小企業が機関、事業組織、大型企業と契約を締結する場合は、自ら中小企業であることを告知しなければならないとされる。

この条例が施行されることで、中小企業の権益保護が強化されることになるが、企業で契約を締結するにあたって関連条項の約定に注意し、この条例の約定への違反がないようにする必要がある。（全29条）

### 業界団体・商会の費用徴収のさらなる規範化に関する通知

（発令元）国務院弁公庁

（法令番号）国弁発〔2020〕21号

（公布日）2020年7月2日

（施行日）2020年7月2日

## 1. 主なポイント

- (1) 入会や費用徴収の強制を厳しく禁ずる。業界団体・商会は市場主体に対し、会議、研修、試験、展覧、国外視察等の参加費用が発生する各種活動への参加、有償での関連製品購入や刊行物購読、業界団体・商会への賛助や寄贈を強制してはならない。（第1条）
- (2) 比較評定・標準到達の表彰活動により費用を徴収することを厳しく禁ずる。許可を得ずに、比較評定・標準到達の表彰活動に「中華人民共和国」、「中国」、「全国」、「中華」、「国家」、「国際」、「世界」等の文字列を含むタイトルをつけてはならない。（第1条）
- (3) 業界団体・商会は、法律・法規及び自らの組織の規約の要求に基づき、合理的に、会費基準や等級を自ら定め、会員の享受する基本サービスを明確にしなければならず、費用徴収のみでサービス提供を行わない行為は厳しく禁ずる。会費基準は会員（代表）大会が無記名投票による表決で可決し、規定によらない手続き制定又は会費基準の変更を行うものは、全て会費を徴収してはならない。（第2条）

## 2. 今後の留意点

この通知により、2020年末までに、各業界団体・商会では、費用徴収の状況について全面的な自主調査を実施するものとされており、2021年3月末までに、関係政府機関では業界団体・商会組織

に対する抜打検査を実施するとしている。関連する業界団体・協会には、この通知の要求内容を注意深く検討したうえ、執行を徹底することを勧める。（全3条）

## 2019年全国生態環境法執行の「双随机、一公開」制度の実行状況に関する報告

（発令元）生態環境部弁公庁

（法令番号）環弁執法函〔2020〕357号

（公布日）2020年7月3日

（施行日）2020年7月3日

### 1. 主なポイント

- (1) 2019年、全国の日常監督管理において「双随机、一公開（2つのランダム、1つの公開）」を採用した方式による取締検査によりのべ66.54万社を調べたうち、「一般汚染物排出企業」はのべ34.59万社、「重点汚染物排出企業」はのべ10.58万社、特殊監督管理の対象とされる企業はのべ2.68社、その他の取締事項の監督管理を受ける企業はのべ16.76万社、その他の機関との合同取締りを受けた企業はのべ1.93万社であった。抜打検査により摘発され環境関連の違法問題の取締りを受けた件数は3.19万件で、調査対象全体に占める環境違法問題の処罰実施率は4.79%であった。（第1条）
- (2) 各地で汚染源のデータベースを随時動態更新し、レベル別に詳細に分類し、監督管理の対象を、一般汚染物排出企業（約74.42万社）、重点汚染物排出企業（約6.27万社）、特殊監督管理対象（約2.06万社）の3類に細分化し、2019年における3類の監督管理対象に対する平均監督管理頻度はそれぞれ0.46回/年、1.69回/年、1.30回/年であった。（第2条）
- (3) 各地で複数機関による合同取締りの実施を積極的に推進し、2019年には河北省、四川省、重慶市、新疆生産建設兵団等27の省級生態環境機関がともに参加する機関合同取締りが9,957回行われ、検査を受けた企業はのべ19,272社であった。（第2条）
- (4) 2019年の全国「双随机、一公開」の情報公開率は70%であり、2018年に比べやや低下し、特に湖北、湖南、新疆、チベット等における情報公開率は60%未満にとどまった。（第3条）

### 2. 今後の留意点

今回の報告では、環境保護機関はリモートセンシング、ドローンによる巡回調査、オンラインモニタリング、映像監視、エネルギーモニタリング、ビッグデータ分析等の科学技術ツールを十分に利用した、実地立入りを行わない検査を行うとしているため、企業では環境保護の問題を十分重視し、問題の早期発見と即時是正を行うことが望しい。

（全4条）

## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

王氏は2010年6月に日系企業A社にオペレーターとして入社し、入社当日に労働契約を締結し、「就業規則」にも署名していた。2017年5月より、王氏はうつ病を理由に連日病気休暇を申請するようになった。王氏の6ヶ月間の医療期間が満了したため、A社は「勤務復帰通知書」を送付して王氏に出勤するよう求め、出勤できないのであれば、病院発行の休暇証明を提出するよう指示した。「勤務復帰通知書」を受け取った後、王氏は出勤もせず、休暇証明の提出も行わなかった。2018年1月、A社は王氏に「労働関係解除通知書」を送付し、王氏の無断欠勤を理由に労働関係を解除した。後に王氏が労働仲裁を申し立て、A社に労働契約の違法解除にかかる賠償金60,000元を支払うよう要求する事態となった。

### 2. 紛争の焦点

王氏が医療期間の満了後、出勤もせず後続の休暇について休暇証明も提出しなかったことに対し、A社は無断欠勤を理由に労働関係を解除することができるか。

### 3. 弁護士の分析

医療期間とは、従業員が罹病又は業務によらない負傷のために勤務を停止して治療・休息するため、企業は労働契約を解除してはならないとされている期間を指す。本件では、王氏は2010年6月に入社しており、『企業従業員の罹病又は業務によらない負傷にかかる医療期間規定』第3条の規定により、王氏の医療期間は6ヶ月となる。医療期間が満了すれば、王氏は出勤して勤務を再開すべきであり、勤務に復帰できない場合は医療機関が発行した休暇証明を会社に提出しなければならない。

王氏が出勤せず、休暇証明も提出しないという状況において、王氏は理由なく病気休暇を継続して取得したことになるため、その行為は無断欠勤を構成し、A社に対し労働関係の違法解除にかかる賠償金の支払いを求める理由には法的根拠がない。

### 4. 司法判断

本件は労働仲裁、一審、二審の裁判を経て、最終的にA社による王氏との労働関係解除は合法であり、王氏への労働関係の違法解除にかかる賠償金の支払いは不要とする判決が下された。

### 5. 留意点

突発的な新型コロナウイルスの感染流行に対する対応は、企業や従業員が直面する新たな課題となっているが、感染流行期間中に従業員が焦燥からうつ状態となる可能性もある。企業では、日頃から従業員とのコミュニケーションや交流を図り、従業員の心理、身体の健康状態を随時把握し、有効なメンタルケアと自己解決がしやすいようにサポートできるよう留意する必要がある。

従業員に精神疾患が現れた場合は、一定の医療期間を与えて治療を受けさせるとともに、従業員の医療期間利用に対する監督管理を強化し、不正な病気休暇取得が発生しないよう注意し、医療期間が満了した従業員には速やかな勤務復帰を促す。従業員が勤務に復帰できないようであれば、その原因を調べて明らかにし、弁護士のサポートを受けて相応の措置を取る必要がある。